

令和3年度 香芝市環境審議会 要約会議録

開催日時

書面による開催
 (審議期間) 令和3年8月18日(水)から令和3年9月15日(水)

開催場所

書面による開催(上記期間での実施)

会議概要

1 書面開催の方法

令和3年 8月18日(水) 審議資料を郵送等により全委員へ送付
 令和3年 9月15日(水) まで 各委員から「回答書」の提出
 令和3年10月 5日(火) 「決議結果及び質疑・意見等に対する市からの説明・回答」を全委員へ送付

2 議事

- (1) 副会長の互選について
- (2) 香芝市環境基本計画(第二次) 令和2年度取り組み結果の報告について

3 決議結果及び質疑・意見等に対する市からの説明・回答

【議事(1)について】

承認7名、不承認0名の結果、出席者のうち過半数の承認を得たため、香芝市自治連合会長が副会長として承認された。

【議事(2)について】

質疑・意見等に対する市からの説明・回答について(3名の方から計3件の質疑・意見等有)

該当資料	該当項	項目	質疑・意見等	市の回答
全体	-	-	コロナ禍のもとで特に市民との幅広い協働による事業が大きな影響を受けたと思います。状況が改善されれば事業の進捗が見込まれるとは思いますが、ここまでの感染増減の経過を鑑みますと、来年度以降も一定の影響があることを前提とした2次プランの検討も必要かと感じます。	今後の新型コロナウイルス感染症対策の状況も踏まえ、2次プランの検討など、様々な観点から検討してまいりたいと考ます。
資料3	P5	CD8	令和2年度の達成状況報告書の基本目標1の結果についてを見て、私の関係する部署として商工振興課についてですが、昨年(令和2年)1月下旬から始まったコロナ禍のために、年中行事が中止になり、又二上山の美化活動が思うように行かなかったため、25%の達成率になってしまいました。如何ともしがたい世界的流行の疫病のため、実施出来なかったのは不可抗力とも言える事象であると思います。この病気が収束した後は計画通り事が進むことを期待しています。	同上
資料3	P5	CD7	農業委員会が農政土木管理課と取り組む「特定農地貸付事業」(市民農園)による遊休農地の有効活用、事業協力者の参入促進を進める旨の取組において、CD1指標：特定農地の登録面積を年間10a以上の拡大と掲げ、平成24年より活動実施を行ってまいりました。 現在市内9ヶ所約9,000㎡の農地の利用推進となり、非農家の市民83名の方が耕作活動をされ、一定の規模での成果となっています。 しかしながら、市内の農業離れは危機的な状況であることと、平成28年度より農業委員会の取組として法の改正がなされ、「農地利用の最適化」(遊休農地解消、農地の利用集積集約化、担い手の育成)推進が義務化された事に伴い、更なる効率的な遊休農地解消等の取組が求められることとなりました。そこで、市民(国民)の「お米離れ」に着目し、遊休農地を利活用する際、稲作においても、「多用途米」の施策が求められていることから、令和2年度より、本市の遊休農地の解消活動や農家の意向調査を基に、地域の担い手として協力いただく稲作農家に対し、『売れる米』(飯米の契約栽培や多用途米：米粉、酒用米等)の生産に協力を求め、付加価値のある米を生産し、市内商店(お菓子、パン、酒等の法人)等と連携した地産地消や特産品の創造に軌道修正を行っています。特に、「酒用米」の栽培に遊休農地の誘導を図り、市民農園の規模は確保しつつ、多用途米栽培での解消面積の拡大へと繋げているところです。 故に、次回の報告より上記内容を踏まえ、代替として行っている事業内容についても、報告内容として反映をお願いしたい旨提案させていただきます。	今後、環境基本計画で設定した基本目標を達成するために各課が行う取り組みについて、法の変更や、施策の転換等の理由から結果として代替で行っている事業内容についても、しっかりと反映し、報告してまいります。